## 埼玉県森をまもる活動支援事業補助金交付要綱

(平成14年6月4日決裁)

(平成22年4月1日一部改正)

(平成23年4月1日一部改正)

(平成25年4月1日一部改正)

(平成26年5月1日一部改正)

(平成27年5月1日一部改正)

(平成29年5月26日一部改正)

(平成30年7月19日一部改正)

(令和元年7月25日一部改正)

(令和2年6月4日一部改正)

(令和3年6月4日一部改正)

(令和4年9月1日一部改正)

## (趣旨)

- 第1条 県は、適切な森林整備を推進することにより森林の有する多面的機能の発揮を図るため、林業成長産業化総合対策実施要綱(令和3年3月26日付け2林政政第581号農林水産事務次官依命通知)(以下「実施要綱」という。)及び林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領(令和3年3月29日付け2林政経第489号林野庁長官通知)(以下「実施要領」という。)に基づいて事業を行う市町村に対し、当該事業に要する経費について、毎年度、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年 埼玉県規則第15号。以下「県規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定 めるところによる。

#### (補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業、経費及び補助率は、別表第1のとおりとする。 2 別表第1の事業の欄に掲げる1及び2の経費の相互間の流用をしてはならない。

### (申請書の様式等)

第3条 県規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、その提出期限は、毎会計年度定めるものとし、その提出部数は1部とする。

#### (添付書類の省略)

第4条 県規則第4条第2項各号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

## (軽微な変更)

第5条 県規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表第2の とおりとする。

### (事業変更等の承認申請)

第6条 市町村長は、県規則第6条第1項第1号の規定に基づいて、補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容を変更する場合は、様式第2号の変更承認申請書1 部を知事に提出しなければならない。

### (交付決定通知書)

第7条 県規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。

#### (状況報告)

第8条 市町村長は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当 該要求に係る事項を書面で知事に提出しなければならない。

### (実績報告書の様式等)

- 第9条 県規則第13条の報告書の様式は様式第4号のとおりとし、その提出部数は 1部とする。
- 2 県規則第13条の報告書の提出期限は、補助事業の完了(補助事業の廃止、事業年度の完了の場合を含む。)後30日以内とする。

#### (概算払の請求)

第10条 市町村長は、補助金の概算払を受けようとするときは、様式第5号の請求書 を知事に提出しなければならない。

## (報告書の提供)

第11条 市町村長は、交付対象者が事業の完了後、実施要領に基づいた行為の実績及 び森林経営計画策定又は間伐の実施状況について提出された報告書を、都道府県知事 に提供するものとする。

#### (書類の整備等)

第12条 市町村長は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を補助事業完了の日の属する会計年度の翌年度の会計年度から5年間整備保管しておかなければならない。

#### (書類の経由)

第13条 県規則及びこの要綱に基づき知事に提出する書類は、所轄の農林振興センター又は林業事務所の長を経由しなければならない。

#### (細則への委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### (暴力団排除に関する誓約)

第15条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の 交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したも のとする。 附則

- 1 この要綱は、平成14年6月4日から施行し、平成14年度の補助金から適用する。 附 則
- 1 この要綱は、平成19年6月1日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。 附 則
- 1 この要綱は、平成21年10月21日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。 附 則
- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。 附 則
- 1 この要綱は、平成25年5月1日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。 附 則
- 1 この要綱は、平成27年5月1日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。 附 則
- 1 この要綱は、平成29年5月26日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。

附則

1 この要綱は、平成30年7月19日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。

附則

- 1 この要綱は、令和元年7月25日から施行し、令和元年度の補助金から適用する。 附 則
- 1 この要綱は、令和2年6月4日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。 附 則
- 1 この要綱は、令和3年6月4日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。 附 則
- 1 この要綱は、令和4年9月1日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

別表第1 (第2条関係)

事業	経費の内容	補 助 率 等
事	経費の内容  1 変別の(2)の(2)の(2)の(2)の協力の(2)の協力の協力の協力の協力の協力の協力の協力の協力の協力の協力の協力のの方式をです。  2 下ののの方式をです。 第 でののでは、	1 事業費の3/4以内 ただし、上限は実施要領の別表 1のIの2の1の(2)の①のエの 表の①に定める交付単価に同別の( そのでではるでは、1のでのででは、1のででででででででででででででででででででででででででで
2 森林整備 地域活動支 援推進事業	市町村が実施要領の別表 1のIの2の1の(2)の④ のアの(イ)に基づいて行う 事務に要する経費	の面積を乗じた額の3/4 当該補助事業に要する経費以内 ただし、森林整備地域活動支援事 業で要した交付金の合計額に2%を 乗じた額を超えない額とする。

- ※1 この経費の対象となる地域活動を「森林経営計画作成促進」という。
- ※2 この経費の対象となる地域活動を「森林境界の明確化」という。
- ※3 この経費の対象となる地域活動を「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」という。

# 別表第2 (第5条関係)

事業	経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 森林整備 地域活動支 援事業		
<ul><li>2 森林整備</li><li>地域活動支</li><li>援推進事業</li></ul>	次に掲げる変更以外の変更 別表第1の2の経費の内容欄に 掲げるそれぞれの経費間の30 %を超える増減	次に掲げる変更以外の変更 実施要領の別表1のIの2 の1の(2)の④のアの(イ)に記 載される事務の追加及び削減

### 暴力団排除に関する誓約事項

補助事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、 下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、 当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(埼玉県暴力団排除条例(平成23年埼玉県条例第39号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、 暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5)補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約(以下「委託契約等」という。)を締結する場合に、その相手方が(1)から(4)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6)補助事業を実施するに当たり、法人等が、(1)から(4)までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合((5)に該当する場合を除く。)に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

番号年月日

(あて先)

埼玉県知事

## 市町村長

令和 年度森林整備地域活動支援事業(及び森林整備地域活動支援推進事業) 交付申請書

下記により、令和 年度森林整備地域活動支援事業(及び森林整備地域活動支援推進事業)補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額

円

- 2 事業の目的
- 3 事業完了予定年月日

年 月 日

(注) () 内事業名は、森林整備地域活動支援推進事業を実施しない場合、削る。

## 4 事業の内容及び経費の配分

## (1) 積算基礎森林面積及び交付額

区	分	協締	結	定数		基礎森 賃(ha)	測量延長(m)	交付額(円)
	経営委託				[	)		
森林経営計画作成	共同計画等	(		)	[	)		
促進	間伐促進	(		)	[	)		
	計	(		)	[	)		
	森林境界の確認	(		)	{	}		
森林境界 の明確化	森林境界の測量	(		)	{ 【	}	[ ]	
	計	(		)	{ 【	}	[ ]	
森林経営計画作成	森林経営計画作 成促進	(		)				
・森林境 界の明確 化に向け た条件整	森林境界の明確 化	(		)				
備	計	(		)				
	合計	(		)				

- (注) 1 「面積」は、小数点以下第2位まで記入し、「測量延長」は、原則整数止め とするが、「1m」未満となる場合等の小数点以下の記載が必要な場合にお いては、小数点以下第3位以内を記入する。
  - 2 「森林経営計画作成促進」における「面積」欄について、実施要領の別表1

の I の 2 の 1 の (2) の (3) の (3) で (3) の (3) で (4) の 表に定める 交付 単価の 加算が 適用 される 森林の 面積が 含まれる 場合は、 その 面積を 上段 [3] 書内数で記載する。

- 3 「森林境界の明確化」の「面積」欄について、実施要領別表1のIの2の1の(2)の②のエの(イ)の表に定める交付単価の加算が適用される森林の面積が含まれる場合は、その面積を上段【】書内数で、実施要領の別表1のIの2の1の(2)の②のエの(ウ)の表に定める交付単価の加算が適用される森林の面積が含まれる場合は、その面積を上段{}書内数で記載する。
- 4 「森林境界の明確化」の「測量延長」欄について、別表1のIの2の1の(2) の②の工の(イ)の表に定める交付単価の加算が適用される森林の面積が含まれる場合は、その測量延長を【】書内数で記載する。
- 5 「協定締結数」は、該当メニューの協定締結数を記入する。なお、複数のメニューを含む協定は、「区分」欄において最上段にあるメニューのみ裸書の数字を、それ以外のメニューは()内に記載する。
- 5 推進事務における地域説明会の開催計画

開催時期	説明内容	備考

#### 6 確認計画

(1) 書類審査計画

ア 「森林経営計画作成促進」に係るもの

7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7						
協定数	審査件数	備考				

イ 「森林境界の明確化」に係るもの

協定数	審査件数	備考

ウ 「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」に係るもの

協定数	実施箇所数	協定締結者数	審査件数	備考

## (2) 現地確認計画

確認の時期	確認体制	確認の方法	備考

- (注) 1 確認の時期は、「○月末」等と記入する。
  - 2 確認体制は、「職員〇班体制により各団地を分担して確認」等と記入する。
  - 3 確認の方法は、「現地調査」、「目視調査」等と記入する。

## 7 森林整備地域活動支援交付金推進事務実施計画の概要

業	事業の内		単価	推進事務	負 担	区 分	
	宏	実施量			補助金	市町村費	備考
体	711		(11)	(円)	(円)	(円)	
	業 施 体					上 谷   (円)   /田)   IIII/3	ユ   谷   (円)   <sub>(円)</sub>   <sup>(円)</sup>   <sup>(円)</sup>

(注) 実施量には回数、件数、部数、人数等を記入する。

## 8 収支予算

## (1) 収入の部

区分	予算額	積算の基礎	備考
県補助金	円		
市町村費(補助金)			
合計			

## (2) 支出の部

区分	予算額	積算の基礎	備考
県補助金	円		
市町村費(補助金)			
合計			

## 様式第2号(第6条関係)

令和 年度森林整備地域活動支援事業(及び森林整備地域活動支援推進事業)変更承認申請書

番号年月

(あて先)

埼玉県知事

## 市町村長

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった森林整備地域 活動支援事業(及び森林整備地域活動支援推進事業)について、埼玉県森をまもる活動 支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり計画を変更したいので承 認されたく申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画の内容

- (注) 1 ( ) 内事業名は森林整備地域活動支援推進事業を行わない場合、削る。
  - 2 以下様式第1号に準じて作成し、変更に係る部分を2段書きし、変更前のものを上段に書き下線を引くこと。

番号年月日

市町村長

様

## 埼玉県知事

令和 年度森林整備地域活動支援事業(及び森林整備地域活動支援推進事業) 補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度森林整備 地域活動支援事業(及び森林整備地域活動支援推進事業)補助金については、下記のと おり交付する。

記

1 交付金額 円

- 2 事業の内容
- (1)補助金交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け 第 号で 申請のあった森林整備地域活動支援事業(及び森林整備地域活動支援推進事業)と し、その内容は、申請書の補助対象事業の内容欄記載のとおりとする。
- (2)補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、申請書の経費の配分欄記載のとおりとする。
- 3 補助金の確定 補助金の確定は、別表第1の補助率等の欄から算定された額とする。
- 4 補助金等に関する法令の適用

この補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)に規定する間接補助金に該当するので、同法令の適用がある。

5 補助事業者等の責務 市町村長は、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。 以下「県規則」という。)、林業成長産業化総合対策実施要綱(令和3年3月26日付け2林政政第581号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領(令和3年3月29日付け2林政経第489号林野庁長官通知。以下「実施要領」という。)並びに交付要綱に定めるところに従わなければならない。

### 6 補助条件

補助の条件は、次のとおりとする。

- (1)交付要綱第5条に規定する知事の承認を要しない変更以外の変更をする場合には、 知事の承認を受けなければならない。
- (2) 市町村長は、事業費補助金に係る個々の事業の遂行が困難となった場合は速やかに知事に報告し、その指示に従わなければならない。
- (3) 市町村長は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、 当該収入及び支出について、証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年 間整備保管しなければならない。
- (4) 市町村長は、(5) のイにより交付金の全部又は一部を交付対象者から返還された場合は、その収入の全部又は一部に相当する額を県に納付しなければならない。
- (5) 市町村長は、交付金の交付決定に当たり、次の条件を付すること。
  - ア 適正化法、施行令、県規則、実施要綱、実施要領、交付要綱に従うべきこと。
  - イ 適正化法、施行令、県規則、実施要綱、実施要領、交付要綱の規定に違反した 場合には、交付金の全部又は一部を返還させることがある。
  - ウ この補助金に係る帳簿及び証拠書類を当該事業の終了の翌年度から起算して5 年間整備保管しなければならない。
- (6) 市町村長が事業主体となって実施した事業が、適正化法、施行令、県規則、実施 要綱、実施要領、交付要綱の規定に違反した場合には、補助金の全部又は一部を返 還させることがある。
- (注) ( ) 内事業名は、森林整備地域活動支援推進事業を実施しない場合、削る。

## 様式第4号(第9条関係)

令和 年度森林整備地域活動支援事業(及び森林整備地域活動支援推進事業) 実績報告書

番号年月日

(あて先)

埼玉県知事

### 市町村長

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた令和 年度 森林整備地域活動支援事業(及び森林整備地域活動支援推進事業)が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額 金 円

3 事業の成果 別紙のとおり

## 4 事業に要した経費の精算に関する事項

# (1) 収入の部

区分	予算額	精算額	積算の基礎	備考
県補助金	円	円		
市町村費(補助金)				
合計				

## (2) 支出の部

区分	予算額	精算額	積算の基礎	備考
県補助金	円	円		
市町村費(補助金)				
合計				

(注) ( ) 内事業名は、森林整備地域活動支援推進事業を行わない場合、削る。

## (別紙)

## 1. 積算基礎森林面積及び交付額

(単位: ha、m、円)

区	分	協締	f 結		基礎森 面積	測量延長	交付額	うち国費
	経営委託			[	)			
森林経営 計画作成	共同計画等	(	)	[	)			
促進	間伐促進	(	)	[	)			
	計	(	)	[	)			
	森林境界の 確認	(	)	{	}			
森林境界 の明確化	森林境界の 測量	(	)	{	}	[ ]		
	<del>  </del>	(	)	{ 【	}	[ ]		
森林経営計画作成	森林経営計画作成促進	(	)					
・森林境 界の明確 化に向け た条件整	森林境界の 明確化	(	)					
備	計	(	)					
í	습 <b>計</b>	(	)					

(注) 1 「面積」は、小数点以下第2位まで記入し、「測量延長」は、原則整数止めとするが、「1m」未満となる場合等の小数点以下の記載が必要な場合においては、小数点以下第3位以内を記入する。

- 2 「森林経営計画作成促進」における「面積」欄について、実施要領の別表 1のIの2の1の(2)の①のウの(イ)の①に規定する森林の面積が含まれ る場合は、その面積を上段()書内数で、実施要領の別表1のIの2の1 の(2)の①のエの(イ)の表に定める交付単価の加算が適用される森林の面 積が含まれる場合は、その面積を上段[]書内数で記載する。
- 3 「森林境界の明確化」の「面積」欄について、別表1のIの2の1の(2)の ②のエの(イ)の表に定める交付単価の加算が適用される森林の面積が含まれる場合は、その面積を上段【】書内数で、実施要領の別表1のIの2の1の(2)の②のエの(ウ)の表に定める交付単価の加算が適用される森林の面積が含まれる場合は、その面積を上段{}書内数で記載する。
- 4 「森林境界の明確化」の「測量延長」欄について、別表1のIの2の1の (2)の②のエの(イ)の表に定める交付単価の加算が適用される森林の面積 が含まれる場合は、その測量延長を【】書内数で記載する。
- 5 「協定締結数」は、該当メニューの協定締結数を記入する。なお、複数の メニューを含む協定は、「区分」欄において最上段にあるメニューのみ裸 書の数字を、それ以外のメニューは()内に記載する。

2	推進事務	におけ	ス批信	公田 俗:	の関	選宝繕
Z.	作	にわり	つ地温		ひノ   开  ′	住 夫  1

開催時期	説明内容	備考

### 3. 確認実績

(1) 書類審査実績

ア 「森林経営計画作成促進」に係るもの

協定数	審査件数	備考

イ 「森林境界の明確化」に係るもの

協定数	審査件数	備考

ウ 「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」に係るもの

協定数	実施箇所数	協定締結者数	審査件数	備考

## (2) 現地確認実績

確認の時期	確認体制	確認の方法	備考

- (注) 1 確認の時期は、「○月末」等と記入する。
  - 2 確認体制は、「職員〇班体制により各団地を分担して確認」等と記入する。
  - 3 確認の方法は、「現地調査」、「目視調査」等と記入する。

## 4 森林整備地域活動支援交付金推進事務実施実績の概要

			77 110 70 11			- 10t			
事業					推進事	負	担 区	分	
実施主体	区分	事業の 内容	実施量	単価 (円)	務費(円)	国費 (円)	都道府県 費 (円)	市町村費 (円)	備考
							(11)		
	ļ.,								
計									

- (注) 1 区分は「市町村推進事務」と記入する。
  - 2 実施量には回数、件数、部数、人数等を記入する。

### 5. 支出別内訳

(単位:円)

		(
都道府県費	市町村費	<del>} </del>

(注) 「都道府県費」欄には、国からの交付金により造成した資金からの取崩額を含む額を記載し、「計」欄の額は、上記1の「交付額」欄に記載した金額の合計並びに4の推進事務費欄の合計と一致させる。

令和	年度森林整備地域活動支援事業	(及び森林整備地域活動支援推進事業
)概算	払請求書	

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

### 市町村長

円

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった令和 年度森林整備地域活動支援事業(及び森林整備地域活動支援推進事業)補助金について、下記の金額を概算払によって交付されたく請求します。

記

※ 補助金の口座振替払いを希望する場合は、「債権者コード」又は「取引金融機関名・店名・口座名義・預金種別・口座番号」を御記入ください。

債権者コード								
--------	--	--	--	--	--	--	--	--

金

金融機関名	店名	(ふりがな) 口 座 名 義	預金種別	口座番号
			普通・当座	

(注) ( ) 内事業名は、森林整備地域活動支援推進事業を行わない場合、削る。